

こばやしウオーキングクラブ会則

(総 則)

第1条 本会は「こばやしウオーキングクラブ」と称する

(目 的)

第2条 本会は、小林市及び周辺住民を対象として、和気あいあいと、だれでも・どこでもできるウオーキングを通して、健康な心身・仲間づくりを支援することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は本クラブの目的に賛同するもので組織する。

2 本会は日本ウオーキング協会の傘下にある宮崎県ウオーキング協会に加盟する。

(会の入会及び会員の特典)

第4条 本会に入会するとき、入会届を提出する。

2 会員には、本会から必要な情報等を与える。

3 会員は、JWA（日本ウオーキング協会）による各種大会・行事・講習会・研修に参加し受講する機会がある。

第5条 本会に入会した者には、ウオーキング大会の案内をする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は会員より選出した事務担当者が当たる。

(事 業)

第7条 本会は第2条の目的を達成するために、次の行事を行う。

- (1) 地元を中心とした定期的ウオーキングの開催
- (2) 各地ウオーキング大会の参加
- (3) みやざきツデーマーチをはじめとするウオーキング活性化の為のボランティア活動積極的な参加。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名 (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名 (6) 事務局 2名 (7) 連絡員 若干名

2 役員は総会の承認を得る

3 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

4 会長は県協会の常任理事、副会長1名は理事を兼ねる。

5 会長がその任を遂行できない場合は、副会長が会長代行を行う。

6 本会の役員は連絡網の連絡員も兼ねる。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、総会の承認を得る。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は総会と理事会とする

- 2 総会は年 1 回開催し、次のことを審議し決定する。
 - (1) 年度計画及び予算
 - (2) 年度報告及び決算
 - (3) 次年度役員選出及び規約改正等。
 - (4) 本会の議長は、選出により決める。
 - (5) 議事は、総会出席会員の過半数の決議で定め、可否同数の時は議長がこれを定める。
- 3 理事会は会長、副会長、理事、会計、事務局で構成し、会長が招集し、本会の運営上必要な事について協議する。

(会 計)

第 11 条 会計は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 毎年総会において会計報告する。

(会 費)

第 12 条 年会費は 3000 円とし、協会加盟費、イベント保険、その他、必要経費にあてるものとする。

- 2 年度途中の入会は認める。
- 3 非会員の参加時はスポーツ保険（イベント）には加入しないので、自己責任とする。

(役員の報酬)

第 13 条 役員の報酬は以下の通りとする

- ・ 会長、事務局、会計 年間 5 千円を支給する
- ・ 会計監査 年間 1000 円を支給
- ・ その他の役員、監査役については支給しない。但し、役員会等について、その都度日当として 500 円を支給する

(旅費規程)

第 14 条 日当および旅費規定について

宮崎県ウォーキング総会・役員会参加時の対応について

- ・ 自家用車使用料（ガソリン代）を 1 台につき、3000 円支払う
- ・ 日当を一人当たり 1000 円支払う（但し、県協会より支払いの場合は適用しない）

各地ウォーキング大会に自家用車乗り合い時の対応について

- ・ 車両提供者（運転手含む）に各自、県内参加 1000 円、県外参加 2000 円を支払う
- ・ 高速、有料料金は全員の割り勘とする
- ・ その適用についてはその都度、事務局で指定する。

- 2 会員への電話連絡通信費の補てんについて

- ・連絡員に通信費として年間 1000 円を支払う

(附 則) 本会の会則は平成 25 年 4 月 1 日より施行。

- 2 この本会の会則は平成 26 年 4 月 1 日より施行
- 3 この本会の会則は平成 26 年 9 月 14 日より施行
- 4 この本会の会則は平成 28 年 4 月 24 日より施行
- 5 この本会の会則は令和 6 年 4 月 7 日より施行
- 6 この本会の会則は令和 7 年 4 月 6 日より施行